

# 資料編



# 1. 地域保健及び地域福祉の施策について

## (1) 箕面市保健医療福祉総合審議会への諮問

写

箕 健 政 第 1 3 5 号  
平成 21 年 (2009 年) 10 月 27 日

箕面市保健医療福祉総合審議会 会長 様

箕面市長 倉 田 哲 郎

地域保健及び地域福祉の施策について (諮問)

市における地域保健及び地域福祉の施策について、貴会の意見を求めます。

(諮問の趣旨)

市の地域保健及び地域福祉施策については、貴会の慎重な調査審議の結果を踏まえ、市として「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者市民の長期計画 (みのお 'N' プラン)」や「健康みのお 2 1」といった各種計画に位置付けて、その着実な推進を図ってきました。

全国的に少子高齢化や核家族化等の進展によって地域のつながりが希薄になっていると言われて久しいですが、こうした状況に対応するため、市ではこれまで各種計画において、高齢者施策、障害者市民施策、子ども施策、地域保健施策などの視点から、地域福祉活動を通じた地域コミュニティの醸成や権利擁護のあり方等を検討し、施策の推進に努めてきました。しかしながら、地域の活力を取り戻すためには、地域そのものに着目し、地域のつながりをよりダイナミックに強化する取組みが求められており、地域福祉計画の策定を契機とした対応が必要であると考えています。

また、市民の健康づくりにおいても、食生活の改善と運動習慣の定着へ向けた自主的な市民活動の促進が重要であるとされているため、健康づくりをより効果的に進めるため食育と運動の一体的推進にさらに取り組みたいと思っています。

一方、国では政権交代によって、多くの重要施策の方向性が大幅に変更される見通しであり、市における施策のあり方もこうした国の動きに大きく影響を受けることが確実視されています。

今後は、国の施策の動向を見極めつつ、市の現状を踏まえて、新しい時代に即した地域保健及び地域福祉の施策を形づくっていく必要があると認識しています。

つきましては、市の地域福祉施策、介護保険制度を含む高齢福祉施策、障害福祉施策、及び健康増進施策の現状分析・評価及び制度の再編整備に当たり、下記の項目について調査審議いただき、貴会の意見としてとりまとめられるよう求めます。

## 記

- 1 第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の現状分析及び進捗評価に関する  
こと
- 2 第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関すること
- 3 健康みのお21の現状分析、進捗評価及び見直しに関すること
- 4 第2次障害者市民の長期計画（みのお‘N’プラン）二訂版の現状分析、進捗評価  
及び見直しに関すること
- 5 地域福祉計画に関すること
- 6 その他社会保障制度改革に伴う本市地域保健施策及び地域福祉施策に関する  
こと

## (2) 箕面市保健医療福祉総合審議会からの答申

写

平成 24 年(2012 年) 2 月 9 日

箕面市長 倉 田 哲 郎 様

箕面市保健医療福祉総合審議会  
会 長 黒 田 研 二

### 地域保健及び地域福祉の施策について (答申)

標記のことについて、平成 21 年 10 月 27 日付け箕健政第 135 号をもって箕面市長から諮問のありました「地域保健及び地域福祉の施策について」のうち、「1 第 4 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の現状分析及び進捗評価に関すること」、「2 第 5 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関すること」、「4 第 2 次障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン) 二訂版の現状分析、進捗評価及び見直しに関すること」及び「5 地域福祉計画に関すること」に関し、本審議会において慎重に調査・審議いたしました結果、別添「第 5 期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(案)、「第 3 期障害福祉計画」(案)、「箕面市地域福祉計画・地域福祉活動計画」(案)としてとりまとめましたので、下記の意見を附して報告いたします。

### 記

国においては、少子高齢化の進展など社会経済状況が大きく変化する中で、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で生活できるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援サービスが包括的に切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた介護保険法の改正が行われました。また、障害者自立支援法は既に廃止が決定され、平成 25 年 8 月の(仮称)障害者総合福祉法の施行に向けて、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等についての議論が行われるなど、高齢者や障害者を取り巻く社会環境はめまぐるしく変化しており、地方自治体の施策実施にも重大な影響を及ぼすことが考えられます。

箕面市においても、5 人に 1 人が高齢者という超高齢社会となり、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加することが予測されます。また、3 世帯に 1 世帯が単独世帯となっており、家族間の支えの弱まりやライフスタイルの多様化などによって、地域でのつながりが希薄になり、地域で見守り、支えあう地域コミュニティの力や機能が弱まっています。

市の地域保健及び地域福祉施策の安定的な運営のためには、社会環境や市民ニーズの変化に応じて、適切に制度の改革を進める必要があります。制度改革を進めるにあたっては、各施策の目的や効果の検証はもちろん、市のさまざまな計画と整合を図りつつ、関係団体等とも十分に議論を尽くすことが重要です。

## 高齢者施策に関すること

### 1. 健康づくり・介護予防

要介護認定者数の増加とともに、介護保険サービス費用が年々増加し、保険料の上昇が見込まれる中、高齢者が要介護状態になることを防ぐためには、健康づくり・介護予防の取り組みが今後さらに重要になると考えられます。

今後は、高齢者一人ひとりが健康づくり・介護予防に対する意識を高め、主体的かつ継続的に取り組むことができるよう、関係機関と連携し、啓発や自主的活動の支援などに努め、健康で生きがいのある暮らしの推進を図る必要があります。

### 2. 介護保険施設等の整備

高齢者の住まいについては、住み慣れた自宅で生活したいという在宅志向が強まる一方、要介護度が高くなるにつれて施設入所を希望する方も多くなっています。また、特別養護老人ホーム等の待機者数は年々増加しており、家族の介護負担が大きくなっている状況もうかがえます。

こうした状況をふまえ、居宅サービスの基盤整備を進めるとともに、施設待機者の解消に向けて、一定の介護保険施設等の整備を図るべきです。ただし、施設の整備にあたっては、保険料や居宅サービスなどとの関係性も考慮し、適切な整備を行う必要があります。

### 3. 適正な保険料基準額の設定

- ① 保険料率の段階が現行の第3段階に該当する第1号被保険者のうち、公的年金等収入額及び合計所得金額の合計額が120万円以下のかたに対する保険料については、介護保険法施行令の一部改正趣旨を踏まえ、他の被保険者との均衡に配慮しつつ、軽減を図るべきです。
- ② 保険料基準額の設定にあたっては、介護給付費準備基金の取り崩しにより、保険料上昇の抑制を図る必要があります。ただし、介護保険の安定的な財政基盤を堅持する必要があることから保険料収入の不足や介護給付費の急激な増加など不測の事態に備えるべきであり、また、今後より一層の急激な高齢化の進展に伴い介護給付費の増加が見込まれることに加え、第6期における介護報酬の地域区分の変更と相まって、保険料の大幅な引き上げが見込まれることから、引き上げ抑制のための資金が必要となることなど、今後の状況を総合的、中・長期的に勘案し、一定の基金残高を留保しておくべきです。
- ③ 市民税課税の第1号被保険者の保険料については、他の被保険者との均衡に配慮しつつ、負担能力に応じたきめ細かい保険料率を設定し、保険料の引き上げ抑制を図るべきです。

## 障害者施策に関すること

### 1. (仮称) 障害者総合福祉法施行を見据えた取り組みの推進

第3期障害福祉計画の根拠法である障害者自立支援法については、平成25年8月までに廃止されることが既に決定され、(仮称) 障害者総合福祉法の施行に向け、新制度についての議論が国において行われているところです。障害者自立支援法において指摘された制度上の課題が、今回の抜本的な見直しによって、障害者市民が安心して充実した生活を送ることができる制度となるよう、さまざまな機会を捉え、国及び大阪府に対して繰り返し制度見直しの要望を行うとともに、市として、これまでの重点課題について、引き続き取り組んでいく必要があります。

特に、地域生活支援の充実については、障害者市民が地域でその人らしく生活するために、あらゆる生活場面において切れ目のない支援、質の高いサービスが安定的に提供されることが重要です。また、入所施設や社会的入院からの地域移行や安定した社会参加を実現するためにも、障害者市民の地域における相談支援体制をはじめ、ケアマネジメントの強化とサービス提供基盤の拡充に、力を入れて取り組んでいく必要があります。

さらに、就労の場、日中活動の場を着実に確保するため、箕面市独自の制度である障害者事業所については、持続可能な制度となるよう国制度化に取り組むとともに、制度構築にあたって、引き続き各事業所と十分な協議を行うべきです。

また、障害者自立支援法に基づく事業体系等へ移行した障害者福祉作業所、小規模通所授産施設等についても、今後の事業運営の継続、安定に十分配慮が必要です。

### 2. 計画の点検及び見直し

本計画の着実な推進に努めるとともに、本計画の進捗状況の把握・点検・評価を行い、必要に応じ見直しを行うことが重要です。なお、本計画に基づく施策・事業の推進及び見直しにあたっては、これまで箕面市において実践された取り組みの理念を尊重しつつ、障害者市民等の実態やニーズを把握する必要があります。

特に、本計画は、障害者自立支援法の廃止を前提に、第2期障害福祉計画をベースに現時点での制度改正内容を反映させる等、所要の調整を行い策定されるものであり、計画内容の全面的な見直しを行ったものではありません。このため、平成25年度に計画年度を終える「基本計画」の次期計画策定にあたっては、本審議会の障害者長期計画部会を開催し、内容を十分に審議すべきです。

## 地域福祉施策に関すること

### 1. 地域福祉のセーフティネットが機能するための体制づくり

地域福祉計画・地域福祉活動計画では、生活課題を抱えた本人・家族の早期発見、専門職による総合相談の仕組み、対応内容の検証と新たな施策化への検討、という「地域福祉のセーフティネットの構築」を計画実現に向けた基盤の1つとして掲げていますが、このセーフティネットが効果的に機能するために、以下の点に留意する必要があります。

- ① 日常的な見守りや生活支援など地域での取り組みと、介護保険サービスや福祉サービスなどの制度で対応する部分とがうまく連携できるよう、地域住民と専門職が課題を共有し、検討する場がさらに活発になるよう取り組むこと。
- ② 専門職による総合相談については、社会福祉協議会が地域での窓口となり、地区担当職員が各専門機関との連絡調整を行うにあたり、連携が取れるような仕組みを検討すること。

## 2. 計画の進行管理

本計画の着実な推進に努めるとともに、進捗状況の把握、取り組みの評価・検証については、行政と社会福祉協議会が協働で行うことによって、地域のニーズや課題を集約し、市民、事業者などの実施主体が、より地域福祉活動への関わりを深められるような仕組みにする必要があります。



### (3) 保健福祉計画部会から箕面市保健医療福祉総合審議会への報告

写

平成 24 年（2012 年）2 月 2 日

箕面市保健医療福祉総合審議会  
会 長 黒 田 研 二 様

箕面市保健医療福祉総合審議会  
保 健 福 祉 計 画 部 会  
部 会 長 明 石 隆 行

#### 地域保健及び地域福祉の施策について（報告）

標記のことについて、平成 21 年 10 月 27 日付け箕健政第 135 号をもって箕面市長から諮問のありました「地域保健及び地域福祉の施策について」のうち、「1 第 4 期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の現状分析及び進捗評価に関する事」と及び「2 第 5 期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する事」に関し、本部会において慎重に調査・審議いたしました結果、「第 5 期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（案）としてとりまとめましたので、次の意見を附して報告いたします。

#### 【附帯意見】

国においては、平成 22 年に高齢化率が 23.1%となり、5 人に 1 人が高齢者という超高齢社会となっている中、箕面市においても超高齢社会が到来し、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者などが増加することが予測されます。一方で、核家族化の進展や昔ながらの地域コミュニティの崩壊など、地域で高齢者を見守り、支える仕組みが脆弱化しています。

また、国においては、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で生活できるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援サービスが包括的に切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、医療と介護の連携強化、介護人材の確保とサービスの質の向上、高齢者の住まいの整備、認知症施策の推進などを盛り込んだ介護保険法の改正が行われるなど、高齢者を取り巻く社会環境はめまぐるしく変化しています。

よって、こうした状況を踏まえ、次の 3 点について意見を申し添えます。

## 1 健康づくり・介護予防

要介護認定者数の増加とともに、介護保険サービス費用が年々増加し、保険料の上昇が見込まれる中、高齢者が要介護状態になることを防ぐためには、健康づくり・介護予防の取組みが今後さらに重要になると考えられる。

今後は、高齢者一人ひとりが健康づくり・介護予防に対する意識を高め、主体的かつ継続的に取り組むことができるよう、関係機関と連携し、啓発や自主的活動の支援などに努め、健康で生きがいのある暮らしの推進を図る必要がある。

## 2 介護保険施設等の整備

高齢者の住まいについては、住み慣れた自宅で生活したいという在宅志向が強まる一方、要介護度が高くなるにつれて施設入所を希望するかたも多くなっている。また、特別養護老人ホーム等の待機者数は年々増加しており、家族の介護負担が大きくなっている状況もうかがえる。

こうした状況をふまえ、居宅サービスの基盤整備を進めるとともに、施設待機者の解消に向けて、一定の介護保険施設等の整備を図るべきである。ただし、施設の整備にあたっては、保険料や居宅サービスなどとの関係性も考慮し、適切な整備を行う必要がある。

## 3 適正な保険料基準額の設定

- ① 保険料率の段階が現行の第3段階に該当する第1号被保険者のうち、公的年金等収入額及び合計所得金額の合計額が120万円以下のかたに対する保険料については、介護保険法施行令の一部改正趣旨を踏まえ、他の被保険者との均衡に配慮しつつ、軽減を図るべきである。
- ② 保険料基準額の設定にあたっては、介護給付費準備基金の取り崩しにより、保険料上昇の抑制を図る必要がある。ただし、介護保険の安定的な財政基盤を堅持する必要があることから保険料収入の不足や介護給付費の急激な増加など不測の事態に備えるべきであり、また、今後より一層の急激な高齢化の進展に伴い介護給付費の増加が見込まれることに加え、第6期における介護報酬の地域区分の変更と相俟って、保険料の大幅な引き上げが見込まれることから、引き上げ抑制のための資金が必要となることなど、今後の状況を総合的、中・長期的に勘案し、一定の基金残高を留保しておくべきである。
- ③ 市民税課税の第1号被保険者の保険料については、他の被保険者との均衡に配慮しつつ、負担能力に応じたきめ細かい保険料率を設定し、保険料の引き上げ抑制を図るべきである。

## 2. 箕面市保健医療福祉総合審議会

### (1) 条例・施行規則

○箕面市保健医療福祉総合審議会条例（平成8年箕面市条例第9号）

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、箕面市保健医療福祉総合審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、地域保健、地域医療及び地域福祉（以下「地域保健等」という。）について、市長の諮問に応じて調査審議し、答申するほか、地域保健等に関して講ぜられる施策の推進について、市長に意見を申し出ることができる。

（委員の定数）

第3条 審議会の委員の定数は、19人とする。

（委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- 一 学識経験者
- 二 医療関係者
- 三 市民
- 四 市内関係団体の代表者
- 五 関係行政機関の職員及び市の職員

2 前項第5号に該当するものとして任命された委員が同号に掲げる職を失った場合においては、委員の職を失う。

（任期）

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（臨時委員）

第6条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、第4条第1項各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議に参加し、当該調査審議が終了するまでの間在任する。

（会長及び副会長）

第7条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（部会の設置）

第8条 審議会に特別の事項を調査審議させるため、必要に応じて部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第9条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第10条 委員及び臨時委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和29年箕面市条例第10号）の定めるところによる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（省 略）

○箕面市保健医療福祉総合審議会条例施行規則（平成8年箕面市規則第7号）

（趣旨）

第1条 この規則は、箕面市保健医療福祉総合審議会条例（平成8年箕面市条例第9号）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 箕面市保健医療福祉総合審議会（以下「審議会」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議の内容が附属機関の会議の非公開の基準等を定める規則（平成9年箕面市規則第25号）第2条に定める基準に該当する場合は、会議を公開しない。

（部会の設置）

第3条 審議会に次に掲げる部会を置く。

- 一 保健福祉計画部会
- 二 健康増進部会
- 三 障害者長期計画部会
- 四 地域福祉計画部会

（部会長等）

第4条 部会の委員は、審議会の意見を聴いて会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、部会を総括し、部会において調査審議した事項を会長に報告しなければならない。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則（省 略）

## (2) 開催状況

開催日時	審議案件	委員出欠状況	傍聴状況
平成 21 年度 第 1 回 (平成 21 年 10 月 27 日)	1. 会長及び副会長の選出について 2. 諮問について 3. 審議予定案件と今後の進め方について	出席 14 名 欠席 4 名	0 名
平成 22 年度 第 1 回 (平成 22 年 7 月 27 日)	1. 高齢者保健福祉計画介護保険事業計画のアンケート調査について 2. 地域福祉計画の中間報告（進捗状況）について	出席 12 名 欠席 6 名	5 名
平成 22 年度 第 2 回 (平成 22 年 12 月 27 日)	1. 地域福祉計画（素案）について 2. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について	出席 12 名 欠席 5 名	6 名
平成 23 年度 第 1 回 (平成 23 年 12 月 7 日)	1. 第 4 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況報告について 2. 第 5 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の素案について	出席 12 名 欠席 5 名	2 名
平成 23 年度 第 2 回 (平成 24 年 2 月 2 日)	1. 第 5 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について 2. 地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について 3. 第 3 期障害福祉計画について 4. 地域保健及び地域福祉の施策についての答申（案）について	出席 13 名 欠席 4 名	2 名

### (3) 委員名簿

選出区分	氏名	所属等	任期
学識経験者	黒田 研二	関西大学人間健康学部 教授	
	明石 隆行	種智院大学人文学部 社会福祉学科 教授	
	高鳥毛 敏雄	関西大学社会安全学部 教授	平成 22 年 8 月 10 日まで
	内藤 義彦	武庫川女子大学生活環境学部 食物栄養学科 教授	
	藤井 博志	神戸学院大学総合リハビリテーション学部 社会リハビリテーション学科 教授	
医療関係者	笠原 勝	箕面市医師会	
	首藤 弘史		
	松本 仁	箕面市歯科医師会	
	藤本 年朗	箕面市薬剤師会	
公募市民	高岡 克行	公募市民	
	宮川 禎二	公募市民	
関係団体 選出	安達 弘	大阪府社会福祉協議会 老人施設部会	
	井上 千都	箕面市障害者市民施策推進協議会	平成 23 年 7 月 17 日まで
	名淵 須和子		平成 23 年 8 月 25 日から
	釋 ユリ	箕面市老人クラブ連合会	平成 23 年 4 月 18 日まで
	堀尾 清治		平成 23 年 5 月 27 日から
	中西 健雄	箕面市民生委員児童委員協議会	平成 22 年 3 月 31 日まで
	井上 義人		平成 22 年 4 月 1 日から
	平野 クニ子	箕面市社会福祉協議会	
行政機関等	佐藤 滋	大阪府池田保健所	
	田村 信司	箕面市立病院	

### 3. 箕面市保健医療福祉総合審議会「保健福祉計画部会」

#### (1) 開催状況

開催日時	審議案件	委員出欠状況	傍聴状況
平成 22 年度 第 1 回 (平成 22 年 8 月 26 日)	<ol style="list-style-type: none"> <li>第 5 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の位置づけと計画策定のスケジュールについて</li> <li>第 5 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に伴うアンケート調査の実施について</li> </ol>	出席 15 名 欠席 3 名	3 名
平成 22 年度 第 2 回 (平成 22 年 12 月 15 日)	<ol style="list-style-type: none"> <li>第 4 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況報告について</li> <li>第 5 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に伴うアンケート調査の実施について</li> </ol>	出席 15 名 欠席 3 名	4 名
平成 23 年度 第 1 回 (平成 23 年 5 月 27 日)	<ol style="list-style-type: none"> <li>第 5 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に伴うアンケート調査の結果報告（概要）について</li> <li>第 5 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に伴う関係団体へのヒアリングの実施について</li> </ol>	出席 14 名 欠席 4 名	6 名
平成 23 年度 第 2 回 (平成 23 年 8 月 30 日)	<ol style="list-style-type: none"> <li>第 4 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況報告について</li> <li>第 5 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に伴うアンケート調査の結果報告について</li> <li>第 5 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に伴う関係団体へのヒアリングの実施結果報告について</li> <li>アンケート調査及びヒアリング結果から見える今後の課題について</li> </ol>	出席 14 名 欠席 4 名	8 名
平成 23 年度 第 3 回 (平成 23 年 11 月 11 日)	<ol style="list-style-type: none"> <li>第 5 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の素案について</li> <li>パブリックコメントの実施について</li> </ol>	出席 12 名 欠席 6 名	6 名
平成 23 年度 第 4 回 (平成 24 年 1 月 13 日)	<ol style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメントの実施結果について</li> <li>第 5 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画案について</li> </ol>	出席 12 名 欠席 6 名	4 名
平成 23 年度 第 5 回 (平成 24 年 1 月 27 日)	<ol style="list-style-type: none"> <li>第 5 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画案について</li> </ol>	出席 14 名 欠席 4 名	5 名



## (2) 委員名簿

選出区分	氏名	所属等	任期	
総合審議会委員	学識経験者	明石 隆行 種智院大学人文学部 社会福祉学科 教授		
	医療関係者	藤本 年朗 箕面市薬剤師会		
	公募市民	宮川 禎二 公募市民		
	関係団体選出	釋 ユリ	箕面市老人クラブ連合会	平成23年4月18日まで
		堀尾 清治		平成23年5月27日から
	行政機関等	佐藤 滋 大阪府池田保健所		
総合審議会臨時委員	学識経験者	斎藤 弥生 大阪大学大学院 人間科学研究科 准教授		
	医療関係者	細井 和貴 箕面市医師会		
		谷 哲	箕面市歯科医師会	平成23年5月26日まで
		徳岡 修		平成23年5月27日から
	公募市民	秋山 花子 公募市民		
	関係団体選出	仲井 峯子 箕面市民生委員児童委員 協議会		
		久松 義周 箕面市社会福祉協議会		
		橋高 恵子 箕面市障害者市民施策推進 協議会		
		佐藤 昭紀 箕面市シルバー人材センター		
		百々 裕子 箕面市人権啓発推進協議会		
		蒲 隆夫 箕面市人権協会		
		尾崎 雅通 連合大阪豊能地区協議会 箕面連絡会		
		上田 文子 箕面市老人介護者の会		
		全並 美知子 箕面認知症家族会 びわの会		

## 4. 箕面市高齢者等介護総合条例

平成12年箕面市条例第26号

### 目次

- 第一章 総則(第1条—第6条)
- 第二章 介護保険
  - 第一節 介護認定審査会(第7条・第8条)
  - 第二節 保険給付(第9条—第15条の2)
  - 第三節 保険料(第16条—第25条)
- 第二章の二 地域支援事業(第25条の2)
- 第三章 保健福祉事業(第26条—第28条)
- 第四章 雑則(第29条)
- 第五章 罰則(第30条—第34条)

### 附則

#### 第一章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)による介護保険制度が共同連帯の理念に基づき、介護を必要とする高齢者等の選択によって利用する介護の内容が決定されることにかんがみ、介護に関する基本理念を定め、市、市民及び介護サービス事業者の責務を明らかにするとともに、介護保険の実施及び市が行う保健福祉事業に関する基本的な事項を定め、市民の意見を反映して介護保険等に関する総合的な施策を推進することにより、市民福祉の増進及び市民生活の安定向上を図ることを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において「介護」とは、40歳以上の市民(以下「高齢者等」という。)を対象とし、身体上若しくは精神上の障害又は加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等によって日常生活上の困難に対して、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするために行われるあらゆる支援をいう。

2 この条例において「介護サービス」とは、次の各号に掲げるサービスをいい、それぞれ当該各号のサービスに相当するサービスを含むものとする。

- 一 法第8条第1項に規定する居宅サービス
- 二 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス
- 三 法第8条第23項に規定する居宅介護支援
- 四 法第8条第25項に規定する施設サービス
- 五 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス
- 六 法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービス
- 七 法第8条の2第18項に規定する介護予防支援

3 この条例において「保健福祉サービス」とは、市が行うすべての介護に関する役務の提供その他のサービス(前項に規定する介護サービスのうち法による保険給付の対象サービスを除く。)をいう。

4 この条例において「介護サービス事業者」とは、介護サービス又は保健福祉サービスの提供を行う事業者をいう。

(基本理念)

第3条 すべての高齢者等は、個人としてその尊厳が重んじられ、その家族の有無、介護を必要とする状態の程度その他の社会的、経済的、身体的又は精神的状態にかかわらず、その尊厳にふさわしい自立した日常生活を営むことができるよう介護サービス及び保健福祉サービスを利用する権利を有する。

2 すべての高齢者等は、利用しようとする介護サービス及び保健福祉サービスを自ら選択し、介護サービスを自ら決定する権利を有する。

3 すべての高齢者等は、市の介護に関する施策の策定、実施及び評価に関して参画し、及び意見を述べる機会が保障される。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)を尊重し、介護に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念を尊重するよう努めなければならない。

(介護サービス事業者の責務)

第6条 介護サービス事業者は、基本理念を尊重し、その事業を実施するに当たっては、市の介護に関する施策に積極的に協力しなければならない。

## 第二章 介護保険

### 第一節 介護認定審査会

(委員の定数)

第7条 箕面市介護認定審査会(以下「介護認定審査会」という。)の委員の定数は、45人とする。

(規則への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、介護認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第二節 保険給付

(特例居宅介護サービス費の支給)

第9条 法第42条第3項に規定する特例居宅介護サービス費の額は、当該居宅サービス又はこれに相当するサービスについて法第41条第4項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用(特定福祉用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)で定める費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)の100分の90に相当する額とする。

(特例地域密着型介護サービス費の支給)

第9条の2 法第42条の3第2項に規定する特例地域密着型介護サービス費の額は、当該地域密着型サービス又はこれに相当するサービスについて法第42条の2第2項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに要した費用(認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として施行規則で定める費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)の100分の90に相当する額とする。

(特例居宅介護サービス計画費の支給)

第10条 法第47条第2項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額は、当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスについて法第46条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)とする。

(特例施設介護サービス費の支給)

第11条 法第49条第2項に規定する特例施設介護サービス費の額は、当該施設サービスについて法第48条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該施設サービスに要した費用(食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として施行規則で定める費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に施設サービスに要した費用の額とする。)の100分の90に相当する額とする。

(居宅介護サービス費等の額の特例)

第12条 災害その他の施行規則で定める特別の事情があることにより、介護給付について法第50条に規定する居宅介護サービス費等の額の特例を適用する場合において、同条の市が定める割合は、100分の90を超え100分の100以下の範囲内で市長が定める。

(特例特定入所者介護サービス費の支給)

第12条の2 法第51条の4第2項に規定する特例特定入所者介護サービス費の額は、当該食事の提供に要した費用について法第51条の3第2項第1号に規定する食費の基準費用額から同号に規定する食費の負担限度額を控除した額及び当該居住等に要した費用について同項第2号に規定する居住費の基準費用額から同号に規定する居住費の負担限度額を控除した額の合計額とする。

(特例介護予防サービス費の支給)

第13条 法第54条第3項に規定する特例介護予防サービス費の額は、当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスについて法第53条第2項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用(特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要

する費用として施行規則で定める費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)の100分の90に相当する額とする。

(特例地域密着型介護予防サービス費の支給)

第13条の2 法第54条の3第2項に規定する特例地域密着型介護予防サービス費の額は、当該地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスについて法第54条の2第2項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として施行規則で定める費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)の100分の90に相当する額とする。

(特例介護予防サービス計画費の支給)

第14条 法第59条第2項に規定する特例介護予防サービス計画費の額は、当該介護予防支援又はこれに相当するサービスについて法第58条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該介護予防支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護予防支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)とする。

(介護予防サービス費等の額の特例)

第15条 災害その他の施行規則で定める特別の事情があることにより、予防給付について法第60条に規定する介護予防サービス費等の額の特例を適用する場合において、同条の市が定める割合は、100分の90を超え100分の100以下の範囲内で市長が定める。

(特例特定入所者介護予防サービス費の支給)

第15条の2 法第61条の4第2項に規定する特例特定入所者介護予防サービス費の額は、当該食事の提供に要した費用について法第61条の3第2項第1号に規定する食費の基準費用額から同号に規定する食費の負担限度額を控除した額及び当該滞在に要した費用について同項第2号に規定する滞在費の基準費用額から同号に規定する滞在費の負担限度額を控除した額の合計額とする。

### 第三節 保険料

(保険料率)

第16条 平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第一号被保険者(以下「第一号被保険者」という。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 29,124円
- 二 令第39条第1項第2号に掲げる者 29,124円
- 三 令第39条第1項第3号に掲げる者 43,680円
- 四 令第39条第1項第4号に掲げる者 58,236円
- 五 次のいずれかに該当する者 64,068円

イ 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)が125万円以下である者であり、かつ、前各号

のいずれにも該当しないもの

- ロ 要保護者(令第22条の2第5項第2号に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(令第22条の2第5項第2号に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当する者を除く。)

六 次のいずれかに該当する者 72,804円

- イ 合計所得金額が125万円を超え190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

- ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当する者を除く。)

七 次のいずれかに該当する者 78,624円

- イ 合計所得金額が190万円以上200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

- ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当する者を除く。)

八 次のいずれかに該当する者 87,360円

- イ 合計所得金額が200万円以上300万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

- ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当する者を除く。)

九 次のいずれかに該当する者 93,180円

- イ 合計所得金額が300万円以上400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

- ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当する者を除く。)

十 次のいずれかに該当する者 99,012円

- イ 合計所得金額が400万円以上600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

- ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ又は第12号ロに該当する者を除く。)

十一 次のいずれかに該当する者 104,832円

イ 合計所得金額が600万円以上800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号ロに該当する者を除く。)

十二 次のいずれかに該当する者 110,652円

イ 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

十三 前各号のいずれにも該当しない者 116,472円

(普通徴収に係る保険料の納期等)

第17条 法第131条に規定する普通徴収(以下「普通徴収」という。)に係る保険料の納期は、毎年4月から翌年の3月までの年12回とし、毎月分の保険料をその月の末日までに納付しなければならない。

2 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて8月分の納期に係る分割金額に合算するものとする。

3 4月分から7月分までのそれぞれの納期に徴収すべき保険料は、第一号被保険者について、保険料の賦課期日におけるその者の前年度の市町村民税の課税非課税の別又は前々年中の合計所得金額を基礎として算定した保険料の額を徴収すべき年度の納期の数で除して得た額とする。ただし、転入等により第一号被保険者の市町村民税の課税状況等が不明な場合は、令第38条第2項の規定により算定された基準額を徴収すべき年度の納期の数で除して得た額とする。

4 前項の規定により賦課した保険料の額が、令第39条第1項に定める基準に従い8月において算定した当該年度分の保険料の額に満たないこととなるときは、その不足額を徴収し、既に徴収した保険料の額が当該年度分の保険料の額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該第一号被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

5 前各項の規定によりがたい第一号被保険者に係る納期等については、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第一号被保険者に対しその納期を通知しなければならない。

(賦課期日後において第一号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第18条 保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を取得した場合における当該第一号被保険者に係る保険料の額の算定は、第一号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を喪失した場合における当該第一号被保険者に係る保険料の額の算定は、第一号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給

権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ若しくは第4号ロ又は第16条第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ若しくは第12号ロに該当するに至った第一号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第一号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同条第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した当該第一号被保険者に係る保険料の額の合算額とする。

4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(普通徴収に係る保険料額の修正の申出等)

第19条 第17条第3項の規定により保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険料の額が前年度の保険料の額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定により保険料を普通徴収されることとなる者は、同項の規定により算定された保険料の額について、納入通知書の交付を受けた日から30日以内に市長に同項の規定によって徴収される保険料の額の修正を申し出ることができる。

2 前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、市長は、当該年度分の保険料の額の見積額を基礎として、第17条第3項の規定により徴収する保険料の額を修正しなければならない。

(保険料の額の通知)

第20条 保険料の額が定まったときは、市長は、速やかに、これを第一号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(保険料の督促手数料)

第21条 督促手数料は、督促状1通につき郵便法(昭和22年法律第165号)第67条第2項第3号に規定する定形郵便物の料金に相当する額とする。

(延滞金)

第22条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「保険料の納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6%(当該納期限の翌日から3箇月を経過するまでの期間については年7.3%)の割合をもって計算して得た金額に相当する延滞金の額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 市長は、保険料の納付義務者が納期限までに保険料を納付しなかったことについて、やむを得ない事由があると認める場合は、当該納付義務者の申請により第1項の延滞金を減免することができる。

(保険料の徴収猶予)

第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部



又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、保険料の納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

一 第一号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

二 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

三 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

四 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

五 前各号に掲げるもののほか、前各号に相当する理由があること。

2 前項の申請をする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。

一 第一号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

二 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

三 徴収猶予を必要とする理由

(保険料の減免)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

一 第一号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

二 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

三 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

四 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

五 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げる者に相当するものであること。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとするときは、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 一 第一号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
- 二 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

三 減免を必要とする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第25条 第一号被保険者は、毎年度6月末日まで(保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、第一号被保険者本人の所得状況及び当該第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税非課税の別その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

## 第二章の二 地域支援事業

(地域支援事業)

第25条の2 市は、高齢者等が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、法第115条の45の規定により地域支援事業を行うものとする。

## 第三章 保健福祉事業

(保健福祉事業)

第26条 市は、高齢者等が地域において在宅生活を営むことができるよう支援するため、保健福祉サービスとして、次に掲げる保健福祉事業を行うものとする。

- 一 高齢者等のうち法第7条第3項に規定する要介護者又は同条第4項に規定する要支援者(以下「要介護者等」という。)に対する介護サービス以外の介護支援の事業
- 二 加齢に伴う心身の衰え等により支援が必要な高齢者等のうち、疾病その他の理由により一時的に支援が必要な高齢者等に対する緊急時支援の事業
- 三 要介護者等以外の高齢者等のうち、家族の状況、住宅環境等により支援が必要な高齢者等に対する生活支援の事業
- 四 前3号に掲げるもののほか、高齢者等の社会参加のための保健福祉事業

(その他の保健福祉事業)

第27条 市は、高齢者等に対する介護が常に良質なサービスとなるよう介護サービス事業者との連携を維持し、情報の提供及びその指導に努めるものとする。

- 2 市は、高齢者等及びその介護者がきめ細かなサービスの提供を受けることができるよう情報の提供及び利用者等に対する相談機能の充実を図るものとする。
- 3 市は、高齢者等に対する介護が介護サービス事業者から提供されることにかんがみ、市、市民及び介護サービス事業者とが共同連帯できるよう努めるものとする。

(文書の提出等)

第28条 市は、介護サービス及び保健福祉サービスの円滑かつ効率的な提供を図るため、必要があると認めるときは介護サービス事業者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

- 2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を

携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

#### 第四章 雑則

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 第五章 罰則

(過料)

第30条 第一号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第一号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第31条 法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料に処する。

第32条 被保険者、第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第33条 偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

第34条 前4条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第16条の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例)

3 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)附則第16条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第一号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、第16条の規定にかかわらず、40,776円とする。

4 令附則第17条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第一号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、第16条の規定にかかわらず、52,416円とする。

5 第18条第3項の規定は、保険料の賦課期日後に前2項に規定する者に該当するに至った第一号被保険者の保険料の額について準用する。

## 5. 第5期介護保険事業計画における介護給付等対象サービス見込量報告書

### 被保険者数（年度別）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総数	69,897	71,209	73,024	74,840	76,542
第1号被保険者	26,414	26,976	28,490	29,978	31,389
第2号被保険者	43,483	44,233	44,534	44,862	45,153

### 要介護（支援）認定者数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1号被保険者	4,286	4,511	4,767	5,059	5,364
要支援1	839	829	825	849	880
要支援2	631	694	770	842	925
要介護1	854	866	882	890	895
要介護2	607	680	761	849	938
要介護3	542	567	592	619	641
要介護4	417	458	501	549	602
要介護5	397	417	438	462	483
第2号被保険者	140	163	184	205	229
要支援1	13	20	27	34	41
要支援2	21	26	30	34	38
要介護1	23	25	27	28	30
要介護2	25	39	53	68	82
要介護3	19	17	15	12	11
要介護4	18	17	15	14	13
要介護5	20	19	17	16	14
計	4,426	4,674	4,951	5,265	5,594
要支援1	852	849	852	883	921
要支援2	652	720	799	876	963
要介護1	877	891	908	919	925
要介護2	632	719	814	917	1,020
要介護3	561	584	606	631	652
要介護4	435	475	516	563	615
要介護5	417	436	455	477	497

要介護(支援)認定率

単位：%

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1号被保険者	16.2%	16.7%	16.7%	16.9%	17.1%
要支援1	3.2%	3.1%	2.9%	2.8%	2.8%
要支援2	2.4%	2.6%	2.7%	2.8%	2.9%
要介護1	3.2%	3.2%	3.1%	3.0%	2.9%
要介護2	2.3%	2.5%	2.7%	2.8%	3.0%
要介護3	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%	2.0%
要介護4	1.6%	1.7%	1.8%	1.8%	1.9%
要介護5	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%
第2号被保険者	0.3%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%
要支援1	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%
要支援2	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
要介護1	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
要介護2	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%
要介護3	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
要介護4	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
要介護5	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計	6.3%	6.6%	6.8%	7.0%	7.3%
要支援1	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
要支援2	0.9%	1.0%	1.1%	1.2%	1.3%
要介護1	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%
要介護2	0.9%	1.0%	1.1%	1.2%	1.3%
要介護3	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%
要介護4	0.6%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%
要介護5	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%

## 施設・居住系サービスの将来推計

①施設居住系サービス(医療療養病床からの転換分は含まない)

単位:人数

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
施設利用者数		600	626	664	799	814	
	うち要介護4・5	312	328	369	520	575	
	うち要介護4・5の割合	52.0%	52.4%	55.6%	65.1%	70.6%	
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
介護老人福祉施設	[合計]	316	314	330	393	393	
	[非転換分]	316	314	330	393	393	
	[介護療養からの転換分]	-	-	-	-	-	
	要支援1	[合計]					
		[非転換分]					
		[介護療養からの転換分]					
	要支援2	[合計]					
		[非転換分]					
		[介護療養からの転換分]					
	要介護1	[合計]	9	11	12	9	9
		[非転換分]	9	11	12	9	9
		[介護療養からの転換分]					
	要介護2	[合計]	32	35	37	29	29
		[非転換分]	32	35	37	29	29
		[介護療養からの転換分]					
	要介護3	[合計]	68	68	71	69	69
		[非転換分]	68	68	71	69	69
		[介護療養からの転換分]					
要介護4	[合計]	93	95	100	136	136	
	[非転換分]	93	95	100	136	136	
	[介護療養からの転換分]						
要介護5	[合計]	114	105	110	150	150	
	[非転換分]	114	105	110	150	150	
	[介護療養からの転換分]						
介護老人保健施設	[合計]	265	294	315	330	345	
	[非転換分]	265	294	315	330	345	
	[介護療養からの転換分]	-	-	-	-	-	
	要支援1	[合計]					
		[非転換分]					
		[介護療養からの転換分]					
	要支援2	[合計]					
		[非転換分]					
		[介護療養からの転換分]					
	要介護1	[合計]	40	47	31	16	14
		[非転換分]	40	47	31	16	14
		[介護療養からの転換分]					
	要介護2	[合計]	53	50	55	53	36
		[非転換分]	53	50	55	53	36
		[介護療養からの転換分]					
	要介護3	[合計]	85	84	86	84	63
		[非転換分]	85	84	86	84	63
		[介護療養からの転換分]					
要介護4	[合計]	56	77	85	98	153	
	[非転換分]	56	77	85	98	153	
	[介護療養からの転換分]						
要介護5	[合計]	31	36	58	79	79	
	[非転換分]	31	36	58	79	79	
	[介護療養からの転換分]						

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
介護療養型 医療施設	[非転換分+転換分]	19	18	19	18	18	
	[非転換分]	19	18	19	18	18	
	[他施設等への転換分]	-	-	-	-	-	
	要支援1	[非転換分+転換分]					
		[非転換分]					
		[他施設等への転換分]					
	要支援2	[非転換分+転換分]					
		[非転換分]					
		[他施設等への転換分]					
	要介護1	[非転換分+転換分]	-	-	-	-	-
		[非転換分]	-	-	-	-	-
		[他施設等への転換分]					
	要介護2	[非転換分+転換分]	-	1	1	1	1
		[非転換分]	-	1	1	1	1
		[他施設等への転換分]					
要介護3	[非転換分+転換分]	1	2	2	2	2	
	[非転換分]	1	2	2	2	2	
	[他施設等への転換分]						
要介護4	[非転換分+転換分]	7	5	5	5	5	
	[非転換分]	7	5	5	5	5	
	[他施設等への転換分]						
要介護5	[非転換分+転換分]	11	10	11	10	10	
	[非転換分]	11	10	11	10	10	
	[他施設等への転換分]						
地域密着型 介護老人 福祉施設 入所者生活介護	[合計]	-	-	-	58	58	
	[非転換分]	-	-	-	58	58	
	[介護療養からの転換分]	-	-	-	-	-	
要支援1	[合計]						
	[非転換分]						
	[介護療養からの転換分]						
要支援2	[合計]						
	[非転換分]						
	[介護療養からの転換分]						
要介護1	[合計]	-	-	-	-	-	
	[非転換分]						
	[介護療養からの転換分]						
要介護2	[合計]	-	-	-	6	6	
	[非転換分]				6	6	
	[介護療養からの転換分]						
要介護3	[合計]	-	-	-	10	10	
	[非転換分]				10	10	
	[介護療養からの転換分]						
要介護4	[合計]	-	-	-	20	20	
	[非転換分]				20	20	
	[介護療養からの転換分]						
要介護5	[合計]	-	-	-	22	22	
	[非転換分]				22	22	
	[介護療養からの転換分]						

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
居住系サービス利用者数		347	365	386	498	498	
認知症対応型 共同生活介護	[合計]	85	106	103	121	121	
	[非転換分]	85	106	103	121	121	
	[介護療養からの転換分]	-	-	-	-	-	
	要支援1	[合計]					
		[非転換分]					
		[介護療養からの転換分]					
	要支援2	[合計]					
		[非転換分]					
		[介護療養からの転換分]					
	要介護1	[合計]	6	10	9	10	10
[非転換分]		6	10	9	10	10	
[介護療養からの転換分]							
要介護2	[合計]	19	26	27	33	34	
	[非転換分]	19	26	27	33	34	
	[介護療養からの転換分]						
要介護3	[合計]	26	26	24	28	27	
	[非転換分]	26	26	24	28	27	
	[介護療養からの転換分]						
要介護4	[合計]	22	27	27	32	32	
	[非転換分]	22	27	27	32	32	
	[介護療養からの転換分]						
要介護5	[合計]	12	17	16	18	18	
	[非転換分]	12	17	16	18	18	
	[介護療養からの転換分]						
特定施設入居者 生活介護	[合計]	226	230	251	332	332	
	[非転換分]	226	230	251	332	332	
	[介護療養からの転換分]	-	-	-	-	-	
	要支援1	[合計]					
		[非転換分]					
		[介護療養からの転換分]					
	要支援2	[合計]					
		[非転換分]					
		[介護療養からの転換分]					
	要介護1	[合計]	68	60	63	79	75
[非転換分]		68	60	63	79	75	
[介護療養からの転換分]							
要介護2	[合計]	51	52	60	84	89	
	[非転換分]	51	52	60	84	89	
	[介護療養からの転換分]						
要介護3	[合計]	43	44	47	61	59	
	[非転換分]	43	44	47	61	59	
	[介護療養からの転換分]						
要介護4	[合計]	38	42	47	63	65	
	[非転換分]	38	42	47	63	65	
	[介護療養からの転換分]						
要介護5	[合計]	26	32	34	45	44	
	[非転換分]	26	32	34	45	44	
	[介護療養からの転換分]						



		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域密着型特定 施設入居者 生活介護	[合計]	-	-	-	-	-
	[非転換分]	-	-	-	-	-
	[介護療養からの転換分]	-	-	-	-	-
要支援1	[合計]					
	[非転換分]					
	[介護療養からの転換分]					
要支援2	[合計]					
	[非転換分]					
	[介護療養からの転換分]					
要介護1	[合計]	-	-	-	-	-
	[非転換分]	-	-	-	-	-
	[介護療養からの転換分]	-	-	-	-	-
要介護2	[合計]	-	-	-	-	-
	[非転換分]	-	-	-	-	-
	[介護療養からの転換分]	-	-	-	-	-
要介護3	[合計]	-	-	-	-	-
	[非転換分]	-	-	-	-	-
	[介護療養からの転換分]	-	-	-	-	-
要介護4	[合計]	-	-	-	-	-
	[非転換分]	-	-	-	-	-
	[介護療養からの転換分]	-	-	-	-	-
要介護5	[合計]	-	-	-	-	-
	[非転換分]	-	-	-	-	-
	[介護療養からの転換分]	-	-	-	-	-
介護予防 特定施設 入居者生活介護	[合計]	36	29	32	45	45
	[非転換分]	36	29	32	45	45
	[介護療養からの転換分]	-	-	-	-	-
要支援1	[合計]	16	11	11	15	15
	[非転換分]	16	11	11	15	15
	[介護療養からの転換分]					
要支援2	[合計]	20	18	20	30	30
	[非転換分]	20	18	20	30	30
	[介護療養からの転換分]					
介護予防 認知症対応型 共同生活介護	[合計]	-	-	-	-	-
	[非転換分]	-	-	-	-	-
	[介護療養からの転換分]	-	-	-	-	-
要支援1	[合計]	-	-	-	-	-
	[非転換分]	-	-	-	-	-
	[介護療養からの転換分]	-	-	-	-	-
要支援2	[合計]	-	-	-	-	-
	[非転換分]	-	-	-	-	-
	[介護療養からの転換分]	-	-	-	-	-

②施設・居住系サービス(医療療養病床からの転換分)

単位:人数

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
転換分	[医療療養からの転換分]	-	-	-	-	-
	要支援1 [医療療養からの転換分]					
	要支援2 [医療療養からの転換分]					
	要介護1 [医療療養からの転換分]	-	-	-	-	-
	要介護2 [医療療養からの転換分]	-	-	-	-	-
	要介護3 [医療療養からの転換分]	-	-	-	-	-
	要介護4 [医療療養からの転換分]	-	-	-	-	-
	要介護5 [医療療養からの転換分]	-	-	-	-	-

## 標準的居宅サービス等/施設サービス量・費用の推計

(年間)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 居宅サービス	3,410,989千円	3,781,156千円	4,020,724千円
①訪問介護			
費用(千円)	762,892千円	797,099千円	860,456千円
回数(回)	211,982回	222,173回	239,437回
(人数)(人)	10,016人	10,840人	11,681人
②訪問入浴介護			
費用(千円)	56,448千円	53,089千円	57,550千円
回数(回)	4,193回	3,944回	4,275回
(人数)(人)	748人	705人	762人
③訪問看護			
費用(千円)	116,615千円	120,475千円	128,311千円
回数(回)	13,757回	14,289回	15,248回
(人数)(人)	2,284人	2,391人	2,548人
④訪問リハビリテーション			
費用(千円)	65,832千円	69,474千円	76,021千円
回数(回)	19,484回	20,575回	22,505回
(人数)(人)	1,911人	2,023人	2,203人
⑤居宅療養管理指導			
費用(千円)	94,836千円	100,891千円	99,423千円
人数(人)	8,141人	8,676人	8,568人
⑥通所介護			
費用(千円)	866,001千円	937,270千円	1,019,312千円
回数(回)	96,848回	105,818回	114,785回
(人数)(人)	10,205人	11,156人	12,073人
⑦通所リハビリテーション			
費用(千円)	302,769千円	330,443千円	358,379千円
回数(回)	29,484回	32,432回	35,099回
(人数)(人)	3,914人	4,290人	4,653人
⑧短期入所生活介護			
費用(千円)	203,987千円	212,185千円	230,539千円
日数	21,115日	22,128日	24,040日
(人数)(人)	2,388人	2,510人	2,733人
⑨短期入所療養介護			
費用(千円)	69,137千円	71,485千円	78,010千円
日数	6,100日	6,341日	6,920日
(人数)(人)	925人	973人	1,061人
⑩特定施設入居者生活介護			
費用(千円)	639,158千円	846,492千円	847,162千円
人数(人)	3,012人	3,984人	3,984人
⑪福祉用具貸与			
費用(千円)	216,285千円	223,703千円	245,426千円
人数(人)	13,023人	13,897人	15,164人
⑫特定福祉用具販売			
費用(千円)	17,027千円	18,551千円	20,135千円
人数(人)	519人	564人	609人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(2) 地域密着型サービス	515,133千円	806,196千円	846,119千円
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
費用(千円)	0千円	17,643千円	26,465千円
人数(人)	0人	96人	144人
②夜間対応型訪問介護			
費用(千円)	1,201千円	1,324千円	1,440千円
人数(人)	111人	123人	134人
③認知症対応型通所介護			
費用(千円)	34,917千円	37,674千円	41,919千円
回数(回)	3,436回	3,694回	4,124回
(人数)(人)	403人	431人	480人
④小規模多機能型居宅介護			
費用(千円)	110,892千円	108,183千円	117,765千円
人数(人)	530人	538人	573人
⑤認知症対応型共同生活介護			
費用(千円)	350,275千円	411,640千円	411,568千円
人数(人)	1,236人	1,452人	1,452人
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護			
費用(千円)	0千円	0千円	0千円
人数(人)	0人	0人	0人
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
費用(千円)	0千円	195,275千円	195,275千円
人数(人)	0人	696人	696人
⑧複合型サービス			
費用(千円)	17,848千円	34,458千円	51,687千円
人数(人)	45人	88人	132人
(3) 住宅改修	32,302千円	35,504千円	37,006千円
費用(千円)	32,302千円	35,504千円	37,006千円
人数(人)	309人	340人	359人
(4) 居宅介護支援	305,735千円	329,811千円	357,795千円
費用(千円)	305,735千円	329,811千円	357,795千円
人数(人)	19,624人	21,319人	23,100人
(5) 介護保険施設サービス	2,267,189千円	2,553,319千円	2,609,528千円
①介護老人福祉施設			
費用(千円)	1,098,631千円	1,330,256千円	1,330,256千円
人数(人)	3,960人	4,716人	4,716人
②介護老人保健施設			
費用(千円)	1,083,915千円	1,143,378千円	1,199,587千円
人数(人)	3,780人	3,960人	4,140人
③介護療養型医療施設			
費用(千円)	84,643千円	79,686千円	79,686千円
人数(人)	228人	216人	216人
④療養病床(医療保険適用)からの転換分			
費用(千円)	0千円	0千円	0千円
人数(人)	0人	0人	0人
介護費用計(小計)→(I)	6,531,348千円	7,505,986千円	7,871,171千円

標準的介護予防サービス等サービス量・費用の推計

(年間)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 介護予防サービス	517,147千円	621,227千円	692,827千円
①介護予防訪問介護			
費用(千円)	155,390千円	181,864千円	203,796千円
人数(人)	7,779人	9,049人	10,081人
②介護予防訪問入浴介護			
費用(千円)	693千円	838千円	967千円
回数(回)	75回	91回	105回
(人数)(人)	15人	18人	21人
③介護予防訪問看護			
費用(千円)	10,340千円	12,307千円	14,013千円
回数(回)	1,480回	1,759回	2,001回
(人数)(人)	334人	396人	448人
④介護予防訪問リハビリテーション			
費用(千円)	18,843千円	22,480千円	25,653千円
回数(回)	5,685回	6,782回	7,739回
(人数)(人)	585人	695人	790人
⑤介護予防居宅療養管理指導			
費用(千円)	4,912千円	5,671千円	6,591千円
人数(人)	666人	768人	892人
⑥介護予防通所介護			
費用(千円)	186,520千円	219,978千円	248,327千円
人数(人)	5,010人	5,840人	6,520人
⑦介護予防通所リハビリテーション			
費用(千円)	50,075千円	59,943千円	68,621千円
人数(人)	1,011人	1,203人	1,369人
⑧介護予防短期入所生活介護			
費用(千円)	4,328千円	5,134千円	5,829千円
日数	597日	707日	801日
(人数)(人)	159人	187人	211人
⑨介護予防短期入所療養介護			
費用(千円)	824千円	921千円	985千円
日数	80日	89日	96日
(人数)(人)	57人	48人	53人
⑩介護予防特定施設入居者生活介護			
費用(千円)	45,279千円	65,081千円	65,081千円
人数(人)	382人	540人	540人
⑪介護予防福祉用具貸与			
費用(千円)	34,352千円	40,600千円	45,926千円
人数(人)	4,415人	5,200人	5,863人
⑫特定介護予防福祉用具販売			
費用(千円)	5,590千円	6,410千円	7,039千円
人数(人)	199人	232人	259人
(2) 地域密着型介護予防サービス	3,984千円	4,700千円	5,308千円
①介護予防認知症対応型通所介護			
費用(千円)	0千円	0千円	0千円
回数(回)	0回	0回	0回
(人数)(人)	0人	0人	0人
②介護予防小規模多機能型居宅介護			
費用(千円)	3,984千円	4,700千円	5,308千円
人数(人)	57人	66人	74人
③介護予防認知症対応型共同生活介護			
費用(千円)	0千円	0千円	0千円
人数(人)	0人	0人	0人
(3) 住宅改修	25,509千円	29,209千円	32,030千円
費用(千円)	25,509千円	29,209千円	32,030千円
人数(人)	269人	313人	349人
(4) 介護予防支援	61,096千円	71,261千円	79,590千円
費用(千円)	61,096千円	71,261千円	79,590千円
人数(人)	12,743人	14,866人	16,607人
予防費用計(小計) → (Ⅱ)	607,736千円	726,397千円	809,755千円

## 6. 第1号被保険者の保険料推計報告書

①所得段階別加入者数・基準額に対する割合

	基準所得金額	所得段階別加入者数						基準額に対する割合		
		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1段階		427人	(1.5%)	450人	(1.5%)	471人	(1.5%)	0.50	0.50	0.50
第2段階		4,815人	(16.9%)	5,066人	(16.9%)	5,305人	(16.9%)	0.50	0.50	0.50
第3段階		3,219人	(11.3%)	3,388人	(11.3%)	3,547人	(11.3%)	0.75	0.75	0.75
第4段階		7,236人	(25.4%)	7,614人	(25.4%)	7,973人	(25.4%)	1.00	1.00	1.00
第5段階		6,125人	(21.5%)	6,445人	(21.5%)	6,748人	(21.5%)	1.25	1.25	1.25
第6段階	1,900,000円	6,668人	(23.4%)	7,015人	(23.4%)	7,345人	(23.4%)	1.50	1.50	1.50
計		28,490人	(100.0%)	29,978人	(100.0%)	31,389人	(100.0%)			

②保険料基準額に対する割合の弾力化

	合計所得金額	所得段階別加入者数						基準額に対する割合		
		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1段階		427人	(1.5%)	450人	(1.5%)	471人	(1.5%)	0.50	0.50	0.50
第2段階		4,815人	(16.9%)	5,066人	(16.9%)	5,305人	(16.9%)	0.50	0.50	0.50
第3段階		3,219人	(11.3%)	3,388人	(11.3%)	3,547人	(11.3%)			
	公的年金等収入+合計所得金額 ≤120万円」見込み数	1,624人	(5.7%)	1,709人	(5.7%)	1,789人	(5.7%)	0.70	0.70	0.70
	上記を除く見込み数	1,595人	(5.6%)	1,679人	(5.6%)	1,758人	(5.6%)	0.75	0.75	0.75
第4段階		7,236人	(25.4%)	7,614人	(25.4%)	7,973人	(25.4%)			
	公的年金等収入+合計所得金額 ≤80万円」見込み数	4,472人	(15.7%)	4,706人	(15.7%)	4,928人	(15.7%)	0.90	0.90	0.90
	上記を除く見込み数	2,764人	(9.7%)	2,908人	(9.7%)	3,045人	(9.7%)	1.00	1.00	1.00
第5段階		2,507人	(8.8%)	2,638人	(8.8%)	2,762人	(8.8%)	1.10	1.10	1.10
第6段階	1,250,000円	3,618人	(12.7%)	3,807人	(12.7%)	3,986人	(12.7%)	1.25	1.25	1.25
第7段階	1,900,000円	541人	(1.9%)	569人	(1.9%)	596人	(1.9%)	1.35	1.35	1.35
第8段階	2,000,000円	2,906人	(10.2%)	3,058人	(10.2%)	3,202人	(10.2%)	1.50	1.50	1.50
第9段階	3,000,000円	1,225人	(4.3%)	1,289人	(4.3%)	1,350人	(4.3%)	1.60	1.60	1.60
第10段階	4,000,000円	826人	(2.9%)	869人	(2.9%)	910人	(2.9%)	1.70	1.70	1.70
第11段階	6,000,000円	370人	(1.3%)	390人	(1.3%)	408人	(1.3%)	1.80	1.80	1.80
第12段階	8,000,000円	200人	(0.7%)	210人	(0.7%)	220人	(0.7%)	1.90	1.90	1.90
第13段階	10,000,000円	600人	(2.1%)	630人	(2.1%)	659人	(2.1%)	2.00	2.00	2.00
第14段階	円		(0.0%)		(0.0%)		(0.0%)			
計		28,490人	(100.0%)	29,978人	(100.0%)	31,389人	(100.0%)			

一致させてください

③財政安定化基金拠出率

0.000%
--------

④審査支払手数料1件あたり単価

平成24年度	平成25年度	平成26年度
48.00円	48.00円	48.00円

} 各都道府県ごとの数値  
になります。

保険料の基準額:保険料Ⅲ(月額)	4,820円
保険料基準額に対する弾力化をした場合の保険料額:保険料Ⅵ(月額)	4,853円

(参考) 保険料の推計に要する係数

第1号被保険者負担割合	21.00%
-------------	--------

○後期高齢者加入割合補正係数の算出に係る係数(全国平均※仮置値)

前期高齢者加入割合	0.5161
後期高齢者加入割合	0.4839
前期高齢者の要介護者等発生率	0.0451
後期高齢者の要介護者等発生率	0.3142

○所得段階別加入割合補正係数の算出に係る係数(全国平均)

第1段階	2.7%
第2段階	17.0%
第3段階	13.2%
第4段階	30.2%
第5段階	21.1%
第6段階	15.8%
合計	100.0%

算定対象審査支払手数料単価	95.0円
---------------	-------

①標準給付費

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
総給付費	6,463,059,403円	7,450,712,223円	7,858,026,489円	21,771,798,114円
特定入所者介護サービス費等給付額	180,471,166円	208,049,878円	219,423,514円	607,944,558円
高額介護サービス費等給付額	104,068,186円	119,971,372円	126,529,947円	350,569,504円
高額医療合算介護サービス費等給付額	19,145,225円	22,070,903円	23,277,472円	64,493,600円
算定対象審査支払手数料	6,333,175円	6,950,933円	7,628,949円	20,913,058円
審査支払手数料支払件数	131,941件	144,811件	158,936件	435,689件
標準給付費見込額 (A)	6,773,077,155円	7,807,755,310円	8,234,886,370円	22,815,718,834円

②地域支援事業費

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
地域支援事業費 (B)	169,168,599円	195,020,109円	205,681,436円	569,870,144円
(参考) 保険給付費見込額に対する割合	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%

③第1号被保険者の保険料

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
第1号被保険者数	28,490人	29,978人	31,389人	89,857人
前期(65～74歳)	16,154人	17,106人	17,959人	51,219人
後期(75歳～)	12,336人	12,872人	13,430人	38,638人
所得段階別加入割合				
第1段階	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%
第2段階	16.9%	16.9%	16.9%	16.9%
第3段階	11.3%	11.3%	11.3%	11.3%
第4段階	25.4%	25.4%	25.4%	25.4%
第5段階	21.5%	21.5%	21.5%	21.5%
第6段階	23.4%	23.4%	23.4%	23.4%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
所得段階別被保険者数				
第1段階	427人	450人	471人	1,348人
第2段階	4,815人	5,066人	5,305人	15,186人
第3段階	3,219人	3,388人	3,547人	10,154人
第4段階	7,236人	7,614人	7,973人	22,823人
第5段階	6,125人	6,445人	6,748人	19,318人
第6段階	6,668人	7,015人	7,345人	21,028人
合計	28,490人	29,978人	31,389人	89,857人
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (C)	29,930人	31,492人	32,974人	94,395人
標準給付費見込額 (A)	6,773,077,155円	7,807,755,310円	8,234,886,370円	22,815,718,834円
地域支援事業費 (B)	169,168,599円	195,020,109円	205,681,436円	569,870,144円
第1号被保険者負担相当額 (D)	1,457,871,608円	1,680,582,838円	1,772,519,239円	4,910,973,685円
調整交付金相当額 (E)	338,653,858円	390,387,765円	411,744,318円	1,140,785,942円
調整交付金見込交付割合 (H)	1.95%	1.95%	1.95%	
後期高齢者加入割合補正係数 (F)	1.0902	1.0902	1.0902	
所得段階別加入割合補正係数 (G)	1.0503	1.0503	1.0503	
調整交付金見込額 (I)	132,075,000円	152,251,000円	160,580,000円	444,906,000円
財政安定化基金拠出金見込額 (J)				円
財政安定化基金拠出率		0.000%		
財政安定化基金償還金	円	円	円	円
準備基金の残高(平成23年度末の見込額)				407,665,000円
準備基金取崩額				200,000,000円
財政安定化基金取崩による交付額				45,493,108円
審査支払手数料1件あたり単価	48.00円	48.00円	48.00円	
審査支払手数料支払件数	131,941件	144,811件	158,936件	
審査支払手数料差引額 (K)	円	円	円	円
市町村特別給付費等	円	円	円	円
市町村相互財政安定化事業負担額				円
市町村相互財政安定化事業交付額				円
保険料収納必要額 (L)				5,361,360,519円
予定保険料収納率		98.20%		
保険料の基準額				
保険料Ⅰ(年額)				60,487円
保険料Ⅰ(月額)				5,041円
保険料Ⅱ(年額)				60,487円
保険料Ⅱ(月額)				5,041円
保険料Ⅲ(年額)				57,838円
保険料Ⅲ(月額)				4,820円
保険料基準額に対する弾力化をした場合の保険料額				
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (C)	29,930人	31,273人	32,745人	93,741人
保険料Ⅳ(年額)				60,909円
保険料Ⅳ(月額)				5,076円
保険料Ⅴ(年額)				60,909円
保険料Ⅴ(月額)				5,076円
保険料Ⅵ(年額)				58,242円
保険料Ⅵ(月額)				4,853円

\* 保険料Ⅰ、Ⅳは、保険料収納必要額を「第1号被保険者負担分及び調整交付金相当額-調整交付金見込額+財政安定化基金拠出金見込額」で算出される額とした場合の保険料です。

\* 保険料Ⅱ、Ⅴは、保険料収納必要額を「保険料Ⅰの保険料収納必要額+国庫負担等の算定の対象とならない審査支払手数料額+市町村特別給付費等+市町村相互財政安定化事業負担額-市町村相互財政安定化事業交付額」で算出される額とした場合の保険料です。

\* 保険料Ⅲ、Ⅵは、保険料収納必要額を「保険料Ⅱの保険料収納必要額+財政安定化基金償還金-準備基金取崩額-財政安定化基金取崩による交付額」で算出される額とした場合の保険料であり、当該保険者の第1号被保険者の保険料の基準額です。

④第4期の第1号被保険者の保険料の基準額(月額)

第4期の第1号被保険者の保険料の基準額(月額) <sup>(注)</sup>	4,000円
--	--------

(注) 市町村合併した場合には、構成市町村の保険料の基準額を第1号被保険者数で加重平均して算出してください。

$$\text{市町村合併した場合の保険料の基準額} = \frac{\sum [(\text{各構成市町村の保険料の基準額}) \times (\text{各構成市町村の第1号被保険者数})]}{(\text{構成市町村の第1号被保険者数の合計})}$$

⑤財政安定化基金償還金・準備基金取崩額・財政安定化基金取崩しによる交付額の影響・第4期と第5期の第1号被保険者の保険料の基準額(月額)の比較

第5期の1号被保険者の介護保険料の基準額;保険料Ⅲ(月額)	4,820円	第5期の第1号被保険者の介護保険料基準額に対する弾力化をした場合の保険料額;保険料Ⅵ(月額)	4,853円
(再掲)財政安定化基金償還金の影響額	0円	(再掲)財政安定化基金償還金の影響額	0円
(再掲)準備基金取崩額の影響額	180円	(再掲)準備基金取崩額の影響額	181円
(再掲)財政安定化基金取崩しによる交付額の影響額	41円	(再掲)財政安定化基金取崩しによる交付額の影響額	41円
(参考)第4期→第5期の増減率(保険料の基準額)	20.5%	(参考)第4期→第5期の増減率(保険料基準額に対する弾力化をした場合の保険料額)	21.3%



第5期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

平成24年（2012年）3月

編集・発行：箕面市 健康福祉部 高齢福祉課

〒562-0014 大阪府箕面市萱野五丁目8番1号

電話 072-727-9505

FAX 072-727-3539

e-mail [kaigo@maple.city.minoh.lg.jp](mailto:kaigo@maple.city.minoh.lg.jp)

印刷物番号

23-34